

# 国保だより

問い合わせ

高齢者・保険課 国保年金係

☎72-2101(内線322・323・325)



## 令和5年11月以降に出産された(予定の)国保加入者の方へ 産前産後期間の国民健康保険税が減額されます！

### 対象者・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。  
妊娠85日(4か月)以上の出産が対象です。(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます。)
- 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

### 軽減の内容

その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月(又は出産月)の前月から出産予定月(又は出産月)の翌々月(以下「産前産後期間」といいます。)相当分(4か月分)が減額されます。

	3か月前	2か月前	1か月前	出産予定月	1か月後	2か月後	3か月後
単胎の方							
多胎の方							

…対象期間

※多胎妊娠の場合は出産予定月(又は出産月)の3か月前から6か月相当分が減額されます。  
※令和5年度は、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。

### 持ち物

- 母子健康手帳
- 世帯主の方と出産された方のマイナンバー
- 窓口に来られる方の身分証(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)



## 「医療費のお知らせ」をお送りします

国民健康保険制度の役割を理解していただくとともに、健康の大切さについて関心を高めていただくことを目的として、医療費等の総額や自己負担額、受診日数、受診医療機関等の名称(柔道整復師の氏名)などを記載した「医療費のお知らせ」をお送りしています。「医療費のお知らせ」が届きましたら、受診内容等をご確認ください。

**令和5年から、医療費通知の発送回数が、年1回に変更になりました。**

- 令和4年6月～10月診療分 令和5年2月初旬頃に発送済(再発行可)
- 令和4年11月～令和5年10月診療分 令和6年2月初旬頃に発送予定
- 令和5年11月～令和6年10月診療分 令和7年2月初旬頃に発送予定

「医療費のお知らせ」は、確定申告でご利用になる場合、「医療費控除」の明細書に添付して使用できる場合があります。医療費控除の申告をする方は大切に保管してください。

ただし、医療費通知は診療を受けた月から3、4か月後(審査機関での審査等を行った後)でないと作成できないため、確定申告の時期に間に合わない11月から12月診療分につきましては、領収書を基に「医療費控除」の明細書の作成をお願いします。医療費控除の申告手続きの詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。税務署にお問い合わせください。